

要 望 書

本年4月から、新しく後期高齢者医療制度が始まりました。

将来の医療費の伸びや、世代間の負担の見直し等を見据え医療制度改革が行われたことは、今後さらに進む高齢化社会への準備の第一歩と考えます。

当広域連合や構成市町村は、制度施行に向け準備をするとともに、住民に対して制度周知や広報活動を行ってまいりました。しかし、制度自体が複雑なことや、激変緩和措置としての保険料の金額や徴収方法の見直しにより分かりにくい制度となり、被保険者の不安や不公平感があります。

つきましては、後期高齢者医療制度を適確に実施するため、次のとおり国に要望します。

- 1 制度が必ずしも国民に理解されていないことから、国において制度周知を十分に図ること。
- 2 後期高齢者の保険料負担について、低所得者に配慮するなど、きめ細かな軽減策を講じること。
- 3 制度の見直し等により新たに発生する負担や経費について、国が適切な財源措置を講じること。

4 制度の見直しにあたっては、次の対応を行うとともに、今後も後期高齢者医療広域連合及び市町村の意見・要望を十分に反映すること。

(1) 保険料軽減や自己負担割合を、世帯単位ではなく個人ごとの所得により判定すること。

(2) 保険料の特別徴収にあたっては、対象となる年金を、引去り可能な年金とすること。

(3) 特定健診と後期高齢者の健診を継続して行える制度とし、後期高齢者の保健事業を義務化するとともに、国民健康保険と同様な公費負担とすること。

平成20年6月

島根県後期高齢者医療広域連合長 松 浦 正 敬

島根県後期高齢者医療広域連合議長 立 脇 通 也